

私は、今から34年前（1982年）に建築設計事務所を開設し、合同事務所として別の設計事務所の管理建築士になった数年を除き、ほぼ30年間自分の設計事務所、住宅を中心とした、設計監理の仕事をしてきました。

またその間、大学と専門学校で、非常勤講師もさせていただいております。大学で非常勤講師を始めた28年前は、造形演習という授業を担当していましたので、「すまい」に関しては、インテリアデザイン・家具デザイン等を通しての関わりでした。

11年前（2005年）からは、別の大学で「住宅の設計演習」の担当になり、昨年度終了するまで10年間、設計教育に携わりました。

19年前（1997年）には、専門学校の非常勤講師も始め、「高齢者及び障がい者の住環境」の授業を通し、「すまい」の教育に本格的に携わるようになり、現在に至っております。

この間、毎年学生に「すまい」のアンケートを取ってきたのですが、冬期にどの部屋も同じような温熱環境になっている家に住んでいるのは、この10年間で、相変わらず1〜2割程度です。この現実には、「すまい」の教育の末席にいる私にとって、非常に残念に思っていることです。

国の改正省エネ基準は、新築住宅・建築物で、2020年以降義務化になりま

で台風の接近が多い地域など、実に多様な気候風土が混在しています。

各土地や地域の気候風土を読み取り、一年を通して「省エネで快適・高耐久の建物」を計画することが求められますが、その際、建築基準法は、耐震基準でも省エネ基準でも、最低基準だということを変更して認識し、より高い性能を目指して計画されるべきだと思います。

また、「生活の器としての役割」では、「住まい方・住まいやすさ」という、住居学的視点が大切になります。食事や睡眠、清潔保持など、生理的欲求を満たすことや、そこに住まう家族の間関係を通して、精神的満足感をもたらすこと、生活の価値観やこだわりなど、文化的な欲求を満たすこと、そしてプライバシーを守りつつ、家族や友人との付き合い合いや、近隣との社会的な交流ができるなどを考えます。

今後ますます大きな問題になる、「高齢社会と住まい」も合わせて考慮することも大切です。後から手摺を簡単に取り付け可能で、その際廊下・階段等の幅員が狭くならないよう、あらかじめ壁の中に支えの下地を埋め込んでおくこととか、介護が楽なような幅広のトイレスペースを確保しておくこと、わずかな段差を造らないなど、最初から将来を見据えた計画が必要だと思います。もちろん、どんな「すまい」でも、冬期に「室内の

## 新しい住まいの視座——13

# 「すまい」の教育、啓もう活動に携わって

U建築計画主宰・一級建築士  
PHJ省エネ建築診断士  
**植田優**  
Masaru Ueta

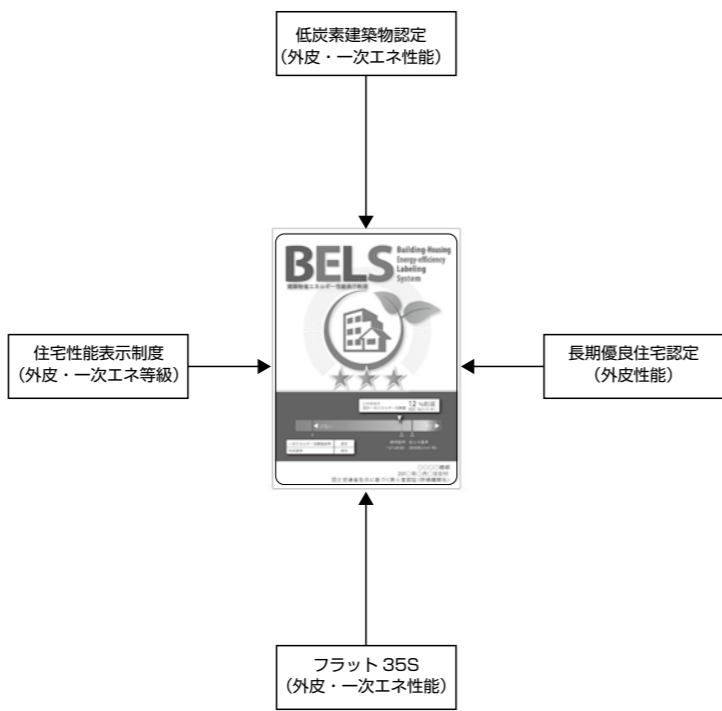
うえた まさる●1950年生まれ。76年多摩美術大学建築科を卒業。82年設計事務所を開設してまもなく寒地住宅の研究を始め、高気密・高断熱住宅を多数手がける。92年、岩手県建築士会の寒地住宅研究員として、寒地住宅マニュアル作りに携わる。人と環境を考えた住まい及びユニバーサルデザインを中心に研究を進めている。平成14年度第6回環境・省エネルギー住宅賞「住宅金融公庫総裁賞」受賞。盛岡医療福祉専門学校非常勤講師。TEL 019-654-1433

すが、これを機会に、大きな転換期を迎えるのだと思います。

啓もう活動では、今から16年前（2000年）、INS（岩手ネットワークシステム）住まい環境研究会主催の「すまい塾」開催を皮切りに、同研究会で数回、また、県立大の内田先生との「岩手住学校」、その他、民間企業主催の「省エネセミナー」等で多数、お話しさせていただいております。

最近では、新築のみならず、既存住宅をホームインスペクション（住宅診断）した上で、「断熱・耐震改修」する、い

## 想定されるBELS住宅の利用方法



（一社）住宅性能評価・表示協会、解説



（注意）  
・上記様式において、星の数や一次エネルギー消費量に関する性能を示す値や、建築物名称などの記載は、個別の内容に応じて変更することとなる。  
・表示する建築物名称において、共同住宅の住戸若しくは住棟による評価を行った場合は、当該箇所の特定が行える情報の明示を行うこととし、このとき「この住宅の」と記載されている部分は、評価対象範囲に応じ「この住戸の」又は「この住棟の」とすることとなる。  
・表示する建築物名称が戸建て住宅である場合は、建築物の名称は省略可能とする。

わゆるリノベーションの大切さにも触れるようにしています。また、2018年からは、建築物の販売・賃貸事業者には、販売・賃貸される既存建築物のインスペクション（建物診断）表示に係る努力義務が課せられます。

平成15年（2003年）〜平成17年（2005年）には、岩手県が主催した、「いわて省エネ・新エネ住宅大賞」が開催され、審査員の一人として、携わらせていただきました。平成18年（2006年）〜平成27年（2015年）には、民間と岩手県の共催による「エコ・ハウスコンテストいわて」として名称を変え、継続されました。このコンテストを通し、エコハウスビルダーの認証、エコハウスの理解者を増やすこと、ハウスビルダー及び設計者に、「エコハウス」の魅力及びメリットに関する啓もうを促したと思います。

ここで、改めて「すまい」の役割を挙げてみますと、大きく2つの役割、すなわち「シェルターとしての役割」と、「生活の器としての役割」があると思います。「シェルターとしての役割」では、自然環境や災害から生命・財産を守るということがあります。この4月に発生した、熊本を中心とした大地震では、2000年以降の新耐震基準をクリアしている建築物も、多く被害を受けたと報じられています。また、南北に長い地形の日本では、積雪の多い寒冷地域もあれば、温暖

温度差が少ない環境」になっていることが基本です。

国の住宅・建築物の省エネ対策に関する工程表を見ますと、2020年の改正省エネ基準義務化前後に、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）及びZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の普及・定着を目指しています。

ZEBとは、省エネ基準よりも50%以上の省エネをした上で、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、正味でゼロエネルギーになる建築物のことです。また、ZEHは、省エネ基準を強化したZEH基準を満たした上で、太陽光発電等により、エネルギーを創ることで、正味でゼロエネルギーになる、新築戸建住宅のことです。

さらに、既に利用が進んでいる住宅性能表示制度や、長期優良住宅認定、あるいは住宅金融支援機構によるフラット35S融資基準適合認定など、色々な仕組みを、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に統一し、各サービスを行うことになりました。

今後、住宅をはじめ、建築物の計画において、より省エネで快適、そして高耐久性を追求することが求められますが、それと同時に、住居学的視点である、「住まい方・住まいやすさ」を合わせて考え、住環境の教育及び啓もう活動も、益々大切になるのではないのでしょうか。